

建築3会による建築士・建築士事務所のための 「改正建築士法・改正建築基準法講習会」のご案内

- ◇ 主催（公社）日本建築士会連合会 ・（一社）日本建築士事務所協会連合会 ・（公社）日本建築家協会
- ◇ 主管（一社）山梨県建築士会 ・（一社）山梨県建築士事務所協会

建築設計関係三団体による「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」を踏まえ、書面による契約締結の義務化や管理建築士の責務の明確化など、設計・工事監理業務の適正化を柱に、平成26年6月に「建築士法の一部を改正する法律」が公布され、本年6月25日に施行されます。

また、より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の所要の措置を講ずることなど、平成26年6月に「建築基準法の一部を改正する法律」が公布され、本年6月1日に施行されます。

今般、改正内容等につきまして建築士事務所に属する建築士、開設者等の方々に周知を図るために（一社）山梨県建築士会・（一社）山梨県建築士事務所協会の共催により講習会を開催することになりました。

建築士の方々におかれましては是非、受講いただきますよう、ご案内申し上げます。

1. 講習会内容・講師

時間	講習科目	講師
13:30~13:40	あいさつ	（一社）山梨県建築士会 会長 雨宮 健一
13:40~14:40	建築士法の改正内容等について	山梨県県土整備部 建築住宅課 担当
14:50~16:50	建築基準法の改正内容等について	山梨県県土整備部 建築住宅課 担当

2. 日時・会場

日時 平成27年4月22日（水） 13:30~16:50（受付開始13:00より）

会場 山梨県建設会館 3階研修室
甲府市丸の内1丁目13-7

3. 受講対象者

建築士一般

4. 定員

150名（定員になり次第締め切ります）

5. 受講料（テキスト代込み）

（一社）山梨県建築士会会員・（一社）山梨県建築士事務所協会会員 7,000円
非会員 9,000円

＜テキスト：平成26年改正「建築基準法・同施行令等の解説」5,832円（税込み）含む。＞
なお、欠席者にはテキストはお渡しできませんが、受講料の半額を返金します。
テキストは当日会場でお渡し致します。

6. 申込方法

下記申込書に必要事項を記入の上、受講料を添えて（一社）山梨県建築士会事務局
へ4月17日（金）迄に申し込んで下さい。

なお、郵送又はFAXでお申し込みの方は受講料を下記銀行口座へお振込みのうえ、
振込受領書のコピーを添えて下さい。

【振込先】 山梨中央銀行本店 普通No. 1007224

アミヤ ｸﾝｲ

（一社）山梨県建築士会 会長 雨宮 健一

7. 申込先

（一社）山梨県建築士会 事務局

甲府市丸の内一丁目14-19 山梨県建設業協同組合会館1階

TEL 055-233-5414 FAX 055-233-5415

コノママ送信シテクダサイ

「建築3会による建築士・建築士事務所のための改正建築士法・改正建築基準法講習会」申込書

氏名	
住所	
電話	
どちらかに○印をして下さい。	テキスト共 ① 山梨県建築士会員・山梨県建築士事務所協会会員 7,000円 ② 非会員 9,000円

※ この申込書に記載された個人情報は講習会実施に関して必要な書類の作成、連絡等に使用し、
それ以外の目的には使用しません。